# 言語の規範性と私的言語のジレンマー -標準語批判を越えて

## 第一節──方言の抑圧と標準語批判

するために方言が再発見され、利用されてきたという側面があり、 性が叫ばれるようになると、方言は印中で消失してしまった語や 手法を方言学に持ち込むことで、方言は日本語の一体性を保証 手法を方言学に持ち込むことで、方言は日本語の統合性を通時的に 保証するツールとして再発見されていく。一般に「古語は方言に残 保証するツールとして再発見されていく。一般に「古語は方言に残 は一体系が残っており、標準語を制定して全国共通の教育を行う必要 と言われているように、方言には中央で消失してしまった語や る」と言われているように、方言には中央で消失してしまった語や る」と言われているように、方言には中央で消失してしまった語や を は、比較言語学の と、方言は別上の対象となった。国民国家 と、方言は別上の対象となった。国民国家 と、方言は別上の対象となった。国民国家

田一九九九参照)。
田一九九九参照)。
田一九九九参照)。
田一九九九参照)。
田一九九九参照)。
田一九九九参照)。
には方言を利用し、時間を遡れば同源に辿りつくことを根拠としてには方言を利用し、時間を遡れば同源に辿りつくことを根拠としてこの試みは現在も続けられている。このように、日本語は、通時的

守田

貴 弘\*

に受け入れられていたと見ることができる。
ていることから、それ以前に、限定された形での方言の使用は一般応じた国語施策について」では、方言は次のような地位を与えられたじた国語施策について」では、方言は次のような地位を与えられていることから、それ以前に正確に答えることはできないが、現在は標準語と方言の共存期だと考えられている。いつから共

これらを尊重することにほかならない。言の尊重」とは、国民が全国の方言それぞれの価値を認識し、美しく豊かな言葉の一要素として位置付けることができる。「方地域の文化を伝え、地域の豊かな人間関係を担うものであり、

ている。国の方針として方言撲滅から逆方向に舵を切り、地域変種この部分では、方言が尊重される方向にあることが明確に述べられ

朗は 見方。安田一九九九参照) のではないかという安田の批判は的を射ている。まさに、標準語に 重へ」というように方言が復権したという見方はナイーブに過ぎる に、方言の存在が許されるのは地方に限定され、全国共通の言語と られることがある(たとえば井上二〇〇七)。これに対し、安田敏 を保証するツールとして、あるいは限定的に存在が許された言語と ては方言を許容しないという方向では排除であり、日本語の一体性 よる方言の しては標準語、 して標準語に取り込まれているという点では包摂されているという 「共通語」が使われるということであり、「過去の抑圧から現在の尊 現在の共存状態は、言語学者からは方言の復権として好意的に語 「共存」状態を好意的に捉える言語学者に批判的である。 「排除と包摂」(誰もがいつでも自由に使える言語とし あるいは、そのほとんど単なる言い換えに過ぎない の構造そのままである 確か

詳しくは次節に譲るが、方言が辿ったこのような流れに対し、

対

正ののである標準語や国語、あるいは日本語といった、制度として立概念である標準語や国語、あるいは日本語というが正常に対して批判の目が向けられている。抑圧装置としたの標準語という批判である。さらに、標準語を批判する論者は、言語学という学問自体にも批判の目を向けている。その一方で、議言語学という学問自体にも批判の目を向けている。その一方で、議言語学という学問自体にも批判の目を向けている。その一方で、議言語学という学問自体にも批判の目を向けている。その一方で、議言語学という学問自体にも批判の目を向けている。その一方で、議言語学という学問自体にも批判の目が向けられている。抑圧装置として提示された言語体系であり、その意味では「話し手の存在しないて提示された言語体系であり、その意味では「話し手の存在しないて提示された言語体系であり、その意味では「話し手の存在しないであるため、仮想性を批判し、提示された理想が強制力を発言語」であるため、仮想性を批判し、提示された理想が強制力を発言語」であるため、仮想性を批判し、提示された理想が強制力を発言語」であるため、仮想性を批判し、提示された理想が強制力を発言語」であるため、仮想性を批判し、提示された理想が強制力を発言語」であるため、仮想性を批判し、提示された理想が強制力を発言を対象された。

的な見地から応答することである。

い。

如実に示す個人的なエピソードを記して序章を閉じることにした如実に示す個人的なエピソードを記して序章を閉じることにした語に対する、標準語政策を批判する論者と一般学生の認識の違いを本論に入る前に、なぜ標準語批判に応答するに至ったのか、標準

等者は社会言語学の授業を担当することがあり、授業の中で、一筆者は社会言語学の授業を担当することがあり、授業の中で、国内の言語に何が生じたのかというように、「言語社会学の中で、国内の言語に何が生じたのかというように、「言語社会学的」なテーマを概略的に論じることがある。そして、学期末の試験的」なテーマを概略的に論じることがある。そして、学期末の試験の妥当性について論じよ」という問題を出すと、学生の回答はほぼの妥当性について論じよ」という問題を出すと、学生の回答はほぼの妥当性について論じよ」という問題を出すと、学生の回答はほぼの妥当性について論じよ」という問題を出すと、学生の回答はほぼの妥当性について論じよ」という問題を出すと、学生の回答はほぼがあり、授業の中で、一筆者は社会言語学の授業を担当することがあり、授業の中で、一筆者は社会言語学の授業を担当することがあり、授業の中で、一

があるとは思えない。 全国共通の教育が必要とされていた時富国強兵の時代にあり、全国共通の教育が必要とされていた時富国強兵の時代にあり、全国共通の教育が必要とされていた時富国強兵の時代にあり、全国共通の教育が必要とされていた時

ほとんどの学生が関東出身者であり、今の時代にあっては自分の

という事情をあるだろう。それでも、彼らが「便利なもの」として標準語を肯定し、方言も今後は大事にして文化を絶やすことがあってはならないという意識を持っていることが分かる。地方出身者の中には、「標準語で教育がなされていたからこそ、今こうして大学入学のために上京してきても問題なく生活できている」と、かなり積極的に標準上京してきても問題なく生活できている」と、かなり積極的に標準上京してきても問題なく生活できている」と、かなり積極的に標準上京してきても問題なく生活できている」と、かなり積極的に標準上京してきても問題なく生活できている」と、かなり積極的に標準上京してきても問題なく生活できている」と、かなり積極的に標準当までする社会言語学者に近いということもできそうだが、そもそも歓迎する社会言語学者に近いということもできそうだが、そもそも、大手であると捉えている点で、専門家とは異なる見方をしているようである。

あり、 とばを排除する装置だという意識や、 る。 究対象とし、文法の記述や体系の一貫した説明に興味を持つ当時の 利なツールとして標準語を受け入れているように見える。 という意識もないままに、共存状態をそれと意識することなく、 な専門的な議論の外にいる学生は、標準語が抑圧の手段や自分のこ 安易に方言が復権したとは呼べない時期である。そして、このよう 批判的な言語社会学者、そして一般学生の間で見方が異なってい (そして現在の)言語学者と、 つまり、方言と標準語の地位に関して、 現在は、 言語社会学者にとっては排除と包摂の構造が完成に近づき、 社会言語学者にとっては方言が復権した「共存期」で 言語学者が果たした政治的役割を指 逆に方言が尊重されている 楽観的な社会言語学者、 便、

本論文の目的は、言語には、方言であれ標準語であれ、どのようないは哲学から一定の回答を示すことによって、標準語政策に対するとして機能できないことを示すことによって、標準語政策に対するとして機能できないことを示すことによって、標準語政策に対するといべルであっても必ず規範性が存在し、規範性のない言語は言語なレベルであっても必ず規範性が存在し、規範性のない言語は言語ないは哲学から一定の回答を示すことにもなる。

想性や、 批判、 論では、 じる。 学を可能にしている基本方法の妥当性も問うことになる。次に、 ベルにおいて仮想的な体系を想定することの是非など、現在の言語 視点から検討する。その中で、音韻論や統語論など、さまざまなレ 学という学問との関係で論じた批判を、 えることは果たして可能なのかどうかということが問題となる。 のなのかどうか、ウィトゲンシュタインの私的言語論との関係で論 て持ち出してくる「自分の言葉」というものが果たして成立するも 三節では、 な問題として扱う「言語の仮想性」がどのように標準語批判、 次節では、 さらに言語は規範性を免れえないこと、 私的言語によって標準語を拒否し、 日本語批判の文脈に現れているのか概観していく。主に、 仮想的であるからこそ導き出される標準語の規範性を言語 従来の国語批判、 標準語政策を批判し、規範性を拒否する論者が結論とし 標準語政策批判を素描するとともに、本論文が中心的 標準語批判に欠けていた視点を明らかに 言語の根本的な性質という 仮想性や規範性を乗り越 言語の所有者を問うと 国語 仮

在を問い、真の共通語を構築するためのアイデアを示すことにしたとを、第三節までの議論を踏まえて主張するとともに、規範性の所いう問いの在り方そのものが、そもそも問いとして成立しえないこ

٥٦

# 第二節 標準語批判論に対する言語学的応答

# |・| 標準語成立の概略的経緯とその批判

で扱う問題を限定していくことにしたい。れの中で問題視されている批判対象を簡単に分類した上で、本論文されている。ここでは、標準語成立の全体的な流れを抑え、その流(一九九九、二〇〇六)、滝浦(二〇一三)などで詳しい経緯が説明標 準 語 の 成 立 過 程 に つ い て は、 イ(一 九 九 六)、安 田

準語が教育制度の中に組み込まれていくようになる。事の性質上、 整備) 準語は自然に発生したものではない。近代以前の幕藩体制下では ら二〇世紀の初頭にかけて、本格的に文字や文体が統一され、標 重要な柱として国語国字問題(文字の整備)や言文一致(文体の 書くためには漢文の知識が必須という状況である。 の変体仮名が使われ、話し言葉と書き言葉の乖離も大きく、 文体も統一されてはいなかった。少し説明を加えておくなら、 全国で通じる日本語はまだ存在しておらず、言語はおろか、 13 つが標準語政策の出発点であり到達点なのか明確に述べること が取り沙汰されるのはそのためである。 先行研究でも繰り返し述べられていることでもあるが、標 日清戦争開戦の頃か 標準語政策の 文章を

ず、現在でも続いているというのが正しい見方かもしれない。マークとして考えることができるだろう。到達点は未だ見えておらの国語調査委員会の設置などを標準語政策黎明期におけるランドー九〇〇年の小学校令改正による漢字・仮名の整備や、一九〇二年はできない。ひとまずは、上田万年による一連の講演などに続く、

るだろう。とんどが次の四点のいずれかを主題としていると考えることができるテーマも幅広いため、ここで網羅することはできないが、そのほろうか。標準語政策に対する批判的論考は非常に多く、扱われていでは、この標準語政策の中で、いったい何が批判されているのだ

## 一、ナショナリズムとしての国語の成立

奪った経緯一、植民地支配、皇民化政策における国語教育として現地の言語を

### 一、方言弾圧としての国内問題

、仮想のものに過ぎない標準語が強制力を持つに至ったこと

二〇一〇、安田一九九九、二〇〇六、滝浦二〇一三)。その他にも、になどが多くの著作で問題視されている(イー九九六、川口・角田はなどが多くの著作で問題視されている。たとえば、国民同士を結びつのは確かである。上田万年による講演「国語と国家と」(一八九四のは確かである。上田万年による講演「国語と国家と」(一八九四のは確かである。上田万年による講演「国語と国家と」(一八九四のは確かである。上田万年による講演「国語と国家と」(一八九四のは確かである。上田万年による講演「国語と国家と」(一八九四のは確かである。

上田は、「なさけ深き母」であり、「我々を膝の上にむかえ、国民と上田は、「なさけ深き母」であり、「我々を膝の上にむかえ、国民であるからには自然に国語を導重するよめった標準語があたかも自然物として存在しているかのように語らかった標準語があたかも自然物として存在しているかのように語られているのも特徴的である。(同じ講演の中で「標準語の整備が急務だ」と主張しているにも関わらず。)このように、日本が国民国務だ」と主張しているにも関わらず。)このように、日本が国民国務だ」と主張しているにも関わらず。) このように、日本が国民国務だ」と主張しているにも関が、まずは主要な批判対象として取り上まれているのともでは、日本が国民国語を描くなど、メリスティックな側面が、まずは主要な批判対象として取り上まれている。当時はまだ存在して取り上まれている。

標準語の整備が急務とされ、 での「国語」教育が必要となったため、 れている。また、国内的にも標準語が浸透していない段階で植民地 があり、 (一九九六) や陳 (二〇一〇)、安田 (二〇一一) 等を参照された な教育が行われ、どのような状況をもたらしたのか、 より「国語」教育となったわけだが、この時期に実際にどのよう 本語教育は外国人を対象としたものである。植民地化されたことに 育が行われていた。 からの五一年間、 う呼び名が使われるのが普通である。しかし、台湾では一八九五年 の国で日本語が教授されていることを指して「日本語教育」と 二点目は台湾や朝鮮における当時の政策である。 個々の事情はさて置くとしても、 日本語が彼の地で特権的な地位を占めていたことが報告さ 朝鮮では一九一〇年からの三六年間、「国語」 国語教育は日本人を対象としたものであり、 三点目の国内問題にも拍車がかけられ 母語を奪う存在として日本語 植民地政策によって国内の 現在、 詳しくはイ これ

たという側面もある。

言うことができる 言語を奪っている点で二点目と三点目は共通の問題を抱えていると だ浸透しているとは言い難いが、言語権という考え方からは、人の 在も残っているという見方も十分に可能だと思われる。日本ではま なってからも方言あるいは方言話者に対する差別は続いており、 的な方言の抑圧は必ずしも近代に限定されるものではなく、戦後に 除すべき対象として方言が捉えられていた証左に他ならない。 ていたことが明らかとなっている(柴田一九五八)。これらは、 札)に代表されるように、罰則を伴う方言矯正教育も各地で行われ 少なからずあったようである。その中で、沖縄における方言札 言差が大きく、 が問題となる。近代の日本では、意思疎通もままならないほどに方 三点目は国内問題であり、 「同じ国民なのに話ができない」ことを嘆く論調が 内地での標準語の強制による方言剥奪 国内 現

る

猶

強制力を持つ」という仕組みとなっている。標準語がそもそも仮想 とが可能になるという構造を持っている点で、「実在しないものが よって方言話者に強制し、正しい日本語として植民地で教育するこ 在しない。そして、 体系として標準語は存在しており、標準語母語話者といった人は存 手が実在する言語ではなかった。あくまで理想として思い描かれた ているように「方言を超越した理想のもの」であって、決して話し 道具立てとして言語を使おうというとき、 ている点であり、 四点目は標準語の仮想性である。上記三点すべての支柱ともなっ 本論文が中心的に論じる問題である。国民統合の 理想を国定読本のような形で実現することに 標準語は上田本人が述べ

> く見ていくことにしよう。 ないという論調はいくつかの論考で見受けられる。その内実を詳し 的な体系であり、その体系から発せられる規範性もまた仮構に過ぎ

# 標準語の仮想性あるいは規範性に対する批判

講演「標準語に就きて」の中でも次のような箇所に明確に現れて 標準語の仮想性は、近代標準語政策の最も中心にいた上田万年の

とを高め來りて、 琢を蒙りて、遂に超絶的の地位に達し、仝時に其信用と其尊敬 非常に轉變をなす自由を有せさるものなれば、從いて其規則を する法典編纂の事業と均しく、 言語をいふ。しかれとも、 るものなり もとこれ一個の方言たりしものにて、其方言が種々の人工的彫 確守し、其統一を實行しゆく上に、極めて勢力ある者なり。(中 く時には、從いて又其標準を轉移しゆくべきものとす。 而して此事はかの複雑極まる法律的生活の、萬般の顯象を規定 へば、畢竟抽象的に其理想を談すること、思はざるべからず。 は決して一致したがき者なれば、 度理想の言語が固立したる曉には、そは實在に於けるが如く、 層簡單にいへば標準語とは一國内に摸範として用ゐらる、 標準語は理想的の者にはあれども、其初に遡りて論ずれは 漸く他の方言をも統括する程の大勢力を得た 言語は何人も知るごとく、實在上に 時世と共に其理想の變遷しゆ 此上に一標準を規定すると云 (中略)

たる保守力を代表する者」と位置づけられている。

「模範」「抽象的」「理想」という語が使われているように、標準語は実在性の必要性が日本で初めて訴えられたときから既に、標準語は実在性の必要性が日本で初めて訴えられたときから既に、標準語は実在性の必要性が日本で初めて訴えられたときから既に、標準語は実在性の必要性が日本で初めて訴えられたときから既に、標準語は実在性の必要性が日本で初めて訴えられたときから既に、標準語は実在性の必要性が日本で初めて訴えられたときから既に、標準語の必要性が日本で初めて訴えられたときから既に、標準語の必要性が日本で初めて訴えられている。

きる。 変化などについても、文化庁「国語に関する世論調査」が行われる う判断は、 ある。現在でも、 として機能することを期待されて標準語は誕生したと見ることがで き規範として、できるだけそこに近づけることが望ましく、 て機能している現実がここにはある。 たびに「正しく意味を答えられた割合」 レーキをかけようとしている。上田の構想通り、 母語話者の存在しない理想的な体系であったとしても、 現在の標準語が持つ機能を見越して講演しているかのようで 標準語という規範に照らして行われており、 ある言葉遣いが正しいのか間違っているのかとい が公表され、 標準語は規範とし 意味変化にブ 諺の意味の 守るべ 規範

ある」という主張に貫かれている。「日本語と呼べるものは存在しない。あるとしても、それは虚構で田(二○○五、二○一○)を挙げることができる。彼らの研究は、この仮想性あるいは規範性に対する批判として、まず、川口・角

ることができる。 する点に問題があるという批判がなされても、ひとまずは受け入れ さらに規範を求めることや、 な議論である。この意味では、 時代の日本語が良かったのか、 対して規範を振り翳して正しさを追究しても無意味であり、 ているものが通時的な変化である可能性もあり、そのような変化に 日本語を美しいものとして崇める懐古趣味などを批判していく。 語だ」といった形のナショナリズムに結びついていく風潮や、 純粋な国語といったものが想定され、それらが安易に たものは存在しないと主張する。その主張を元に、正しい日本語や るため、 これらの主張内容自体は間違ってはいない。言語の乱れと呼ばれ 川口・ 正しい日本語や乱れた国語、 角田は、 言語は変わり続け、 権力者が人工的な彫琢などを施そうと 正しかったのかと検討するのも不毛 規範はゆるやかなものであり、 あるいは純粋な日本語といっ 常に揺れ動いているものであ 「祖国とは国 いつの

「国語」の定義を次のように変更している点に鮮明に現れている。姿勢は『広辞苑』(岩波書店)や『日本国語大辞典』(小学館)での標準語や国語と呼ばれるものの仮想的な規範性を批判する彼らの

公用語。自国の言語。(『広辞苑』) 国語①その国において公的なものとされている言語。その国

』: 、国語①ある一国における共通語または公用語。(『日本国語大辞国語①ある一国における共通語または公用語。(『日本国語大辞

国語

想に過ぎない(強調は著者、川口・角田二〇一〇:一〇八)。、は、借用によらない日本固有の語、純粋な和語、「やまとことば」は、借用によらない日本固有の語、純粋な和語、「やまとことば」は、借用によらない日本固有の語、純粋な和語、「やまとことば」は、借用によらない日本固有の語、純粋な和語、「やまとことば」などとも等置されてきたが、そのような言語の存在は架空の幻などとも等置されてきたが、そのような言語の存在は架空の幻などとも等置されてきたが、そのような言語の存在は架空の幻念と、の内容や実質は日本に、「標準語」として制定される言語。共通語国家の政治権力を背景に国家語として制定される言語。共通語国家の政治権力を背景に国家語として制定される言語。共通語国家の政治権力を背景に国家語として制定される言語。共通語

能なのだろうかという疑問も生じる。
て、後に見るように、言語の規範性を拒否することは、果たして可想性や規範性をここまで拒否しなければならないのだろうか。そし想性や規範性をここまで拒否しなければならないのだろうか。そしまは人為的に創り出されたものであり、純粋な和語のみからなる日語は人為的に創り出されたものであり、純粋な和語のみからなる日語は人為的に創り出されたものであるように、確かに標準上で引用した上田の講演からも明らかであるように、確かに標準

も哲学的にも、規範がなければ言語が言語でありえないからであも哲学的にも、規範がなければ言語が言語でありえないからであ範性を拒否することはできない」と答えることになる。言語学的に結論を先取りして述べておくならば、この問いには「仮想性や規

(イ・小森一九九八)。

その仮想性を批判している対談を検討しておこう。ここではさらに、標準語に対して、言語学という学問との関係で

小森:音韻を追究する一見アカデミックに見え、政治とは無縁

· 。 ド :: トー トートールールード :: ト 、 ト ー ト 。 に見えるところに最も青年文法学派の政治性があったというと

ころが非常に重要だと思います。

の声」がその場で形成されていく、そういう学問なわけですねの声」がその場で形成されていく、そういう学問なわけですねって積み重ねて構成していく、その一瞬一瞬において「国民ということですね。ということですね。ところが音韻ということによって、対していることが必要になりまいまの実際に話されている言語はさまざまに異なった声によってまり実際に話されている言語はさまざまに異なった声によってまり実際に話されている言語はさまざまに異なった声によってまり実際に話されている言語はさまざまに異なった声によってまり実際に話されている言語はさまざまに異なった声によってまっということですね。ところが音韻ということに昇華して、まさということですね。ところが音韻ということに昇華して、まさということですね。ところが音韻ということに昇華して、まさということですね。ところが音韻ということに昇華して、まさということですね。ところが音韻ということに昇華して、まさということですね。ところが音韻ということに昇華して、まさということですね。ところが音響を切り取って、そこで一

や母音の長さの微妙な違い、子音を調音するときの摩擦のかけ方や二つとして同じ音は存在しないと言い切ることもできる。声の高低なった声」によって話されているのも間違いない。音声学的には、た、音声という面でも、「実際に話されている言語はさまざまに異移行が十九世紀から二十世紀にかけて起こったのは事実である。まここで語られている、文献学から実際の発話へという研究対象のここで語られている、文献学から実際の発話へという研究対象の

論でいうところの「音素」のことであると了解できる。 昇華された音は抽象的な音の記憶のようなものであり、これは音韻な音の扱いを小森は「音韻ということに昇華」すると表現している。る。この点では小森の発言はまったく正しい。音韻論でのこのような音の扱いを小森は「音韻ということに昇華」すると表現している。 は裂の強度など、細かな点まで考慮すれば、すべての音はそれぞ

ものだと思われる。 要因の一つ一つに注目していては、形式(=音声)と意味が結びつ 声」を形成するといった政治性を目的としているわけではないこと 徴を捨象したものとして定義される。音韻論は、決して「国民の 徴によって抽出されるものであり、意味の違いに参与しない音の特 その批判には言語学という学問が向き合っていかなければならない 語学が科学であろうとすること自体を批判することも可能であり、 けだと読むこともできる。しかし、異なる音をすべてそのまま扱う い音の特徴を捨象しているに過ぎない。小森らは、言語学者の意識 いた言語記号の分析に不都合が生じるため、 に、まずは注意する必要がある。先に列挙した音の差異を生み出す ある。言語学的には、音素とは意味の違いを生み出す音の弁別的特 るという科学的要請を完全に無視することはできないだろう。 ことが難しく、そのため類似した音のカテゴリー化を行う必要があ していない、 この音素の捉え方をめぐって、言語学と小森の間に大きな違 言語学という学問に内在する政治性を指摘しているだ 意味の区別に関係しな が

この対論の中で抜け落ちている最も重要な点は、なぜ、厳密には

基準によって音素が定義されているのである。 音韻論では「ある言語において」「意味の違いを生み出す」という いて別々の音を「同じ」ものとしてまとめる手続である。 音だが、 同じ意味を表している」という認識を得るためには、 話はないと思われそうだが、高さの違う音について「別々の音だが する、という事態を受け入れることを意味する。そんな荒唐無稽な ルツの「アカ」は《ペンギン》を意味するといった言語体系が存在 とは、ここで四二〇ヘルツの「アカ」は《赤》を意味し、 である。そして、別々の音がそれぞれ独立した意味を持つというこ を認識するのは簡単ではないが、それでも高さが違うため別々の音 発音された「アカ」と四二五ヘルツの「アカ」は、五ヘルツの違い なった意味と結びつきうるからである。たとえば、 別々の音であると認識するのであれば、その個々の音がそれぞれ異 支障を来すことになることは容易に想像できるだろう。 のは差異だけ」として認識していれば、肝心な意味の伝達に大きな のではないかという視点である。もし、 どしなくても、 識されているのかという視点である。つまり、音韻論が 異なる音であっても、当該言語の話者であれば「同じ音」として認 いである」という認識が必要になる。つまり、意味の同 意味の違いをもたらすような違いではなく、 人は誰でも「同じ音」と「違う音」を区別している すべての音の違いを 四二〇ヘルツで まず 無視できる違 「昇華」な そのため 一性に基づ すべてが 四二五へ 「別々の

とって1とrの区別が難しいのはこれらが日本語において音素では言語において」という基準が必要となることも、たとえば日本人にこの理解は私たちの素朴な直観にも合致している。また、「ある

いう規範が設定されて拘束力を持っている点が主たる問題とされてないからだという事実からも了解できる。ある言語を共有しているないからだという事実からも了解できる。ある言語を共有しているをいからだという事実からも了解できる。ある言語を共有しているがやっていることであり、意味の区別に関係しない音については聞き流される。音の高低や男女の声質の違いなども意味をなす差異だと捉えることはできない。そのため無視されているのである。この「同じ音」と「違う音」の聞き分けは、音素として定式化したのは言語学者だが、言語学者が作り出した仮構というわけではない。音詞論の「所業」のように位置づけるのは、言語の本質に反している。同様の問題点は角田・川口の論考にも該当する。小森とイが言語言語学者だが、言語学者が作り出した仮構というわけではない。音言名性を批判しているのに対し、角田・川口においては、標準語という規範が設定されて拘束力を持っている点が主たる問題とされているといからだという事実からも可能を表する。ある言語を共有しているであり、声呼摩擦音の発音が一般ないため区別する必要がないからであり、声呼摩擦音の発音が一般ないため区別する必要があり、声呼摩擦音の発音が一般ないため区別であります。

だが、音韻論の目的は「個性を剥奪する」ことではない。という。音に伴う「その人らしさ」という言い方をしてもいいだろう。と問題視する論調は確かにある。意味の区別に参与しない音の特性を問題視する論調は確かにある。意味の区別に参与しない音の特別上のように、批判の方向性や根拠に違いがあるとはいえ、仮想

これらの論考で批判されている規範性は、音韻論や言語学という

問題視している点では同じである。

とであれ、「個人の文法に対する規範となる」ことであれ、

結論と

いるという違いはある。だが、行き着く先が「個人の声を奪う」こ

してはさほど違いがあるようには見えない。個人に介入することを

に答えておく必要がある。 に答えておく必要がある。 に答えておく必要がある。 に答えておく必要がある。 に答えておく必要があるだろう。言語学者が個性を剥り、 に答えておく必要があるだろう。言語学者が個性を剥り、 に答えておく必要があるだろう。言語学者が個性を剥り、 に答えておく必要がある。 とに思われる。もう少し、 に答えておく必要がある。

# 二・三 言語学の成立と仮想性、規範性

的な特徴のみを抽出した音カテゴリーとして存在するため、 といった区別は弁別的ではないからである。このような手続きを経 アクセントも弁別的に作用するが、 とはない。日本語では、「ア」「イ」「エ」「ウ」は別の音として機能し、 されていようと、《駅》や《息》、《雨季》といった意味を伝えるこ なるが、誰がどのような声色で発音しようと、「イ」の音が無声化 たとする。アクセントの付け方によっては《秋》にも《空き》にも えることができるとも言える。たとえば、「アキ」という音声があっ ている。そして、そう判断できるからこそ、狙った通りに意味を伝 じ意味」や「同じ文」というように、何かと何かが同じだと判断し とんど不可能である。それにも関わらず、「同じ音」や「同じ語」、「同 前述のように、人はみな違う音声を操ることで言語を使用してお 厳密には、同一人物であっても同一の音声を二回出すことはほ 日本語における母音の音素が確定される。 実際に発音される音のさまざまな特徴を取り去り、 音の高さや男性の声と女性の声 言い方によっては、 それ自

されていることを忘れてはならない。 のかもしれないが、いたずらに抽象化しているわけではなく、 り、その記憶との類似性によって、実際の音がどのような意味を持 体に実在性はないと言うこともできる。音の記憶のようなものであ の違いを生み出すかどうかという基準に基づいてカテゴリー化がな つのか判断されている。その意味では、 確かに「昇華」されている 意味

性は、

て研究が行われている。ソシュールの言うラングである。 において、その実在性が疑われる抽象的(で完全)な体系を想定し があると考えられている。このように、言語学はさまざまなレベル する規則を守っている限り、実際の発話に一定の揺らぎがあったと ことができ、伝えたい内容を伝えることができる。語の並べ方に関 が多い。それでも、私たちは相手の伝えようとする内容を理解する みや言い差し、 と考えられる統語論が区別されている。 と同様に、実現形の背後に規範的な規則にしたがった文というもの しても言語のコミュニケーション機能が失われることはない。 音素だけではなく、文のレベルでも、 繰り返しなどによって不完全な文が発せられること 実現形と、その根底にある 文の場合、実際には言い淀 音素

日本語と同様、 ている。実在性を問うならば、ラングは実在するものではなく、 個人に帰属する一回一回の発話を指すが、ラングはその発話を可能 できる。 くまで抽象的な記号の体系として想定されているものと言うことが とする記号の体系の総体であり、社会に帰属するものだと考えられ ラングとは、 先行研究において批判の対象となっている標準語や国語 仮想的なものであり、そこを逸脱すると正しく意味 パロールの対立概念である。パロールは言語使用者 あ

が伝わらないという意味では規範と呼んでも差し支えない

可能である。 とのないまったく新しい文の意味が理解できるのだろうか。 規範として機能する体系があるからこそ、私にとっての「お腹が空 る。どのようなレベルであれ、どのような通用範囲であれ、一つの 呼ばれているだけである。ラングと呼ばないのであれば、 らない規則などを知っているからであり、その総体が仮にラングと 出す音の特徴とそうではない特徴、 とが理解できるのはなぜなのか。日本語において意味の違いを生み その二回の発話が同じ音から構成され、 なぜ同じパロールがあるということが私たちに認識でき、 る者すべてが従っている規則がなければ、このような伝達行為は不 を伝達していることが理解できるはずである。当該言語を使ってい いた」と、あなたにとっての「お腹が空いた」が(ほぼ)同じ意味 言っても変種と言っても、場合によっては方言と呼んでもいいだろ に、「お腹が空いた」「お腹が空いた」と二回、唱えてみて欲しい。 きと同じように、パロールしか実在し得ないのは確かだが、では、 のとほとんど並行的に、自然言語にも規範はある。そしてこの規範 国によって定められた標準語や国語が人工的な規範を備えている これらの違いは所詮、 言語学者が学問的に生み出した仮構などではない。 通用範囲の違いを反映しているだけであ 語の並べ方に関する破ってはな 同じ意味を伝達しているこ 聞いたこ 音声のと

シュールがラング、 機能するためには、 このように、言語学者が手を下すまでもなく、 パロール、 必ず規範性がついてまわると言って良い。 ランガージュという区別を持ち出す 言語が言語として

然だが、 由であるため、間違いを正すことはできないのである。 発する権利があり、その音声にどのような意味を結びつけるのも自 えられない音声の区別と言ってもいい。ラングがなければ、 う言い方に語弊があるのであれば、人に意味を伝えられる音声と伝 いを指摘するということもできず、さらには、自分でも正しい文と 意識は区別されていたはずである。そうでなければ、人の言い間違 以前から、 い間違いを指摘することも原理的にできない。誰もが自由に音声を は標準語や日本語と呼びならわされているものがなければ、 そうではない文の区別もできないことになる。適格な文と非文とい 伝えたい意味を伝えることもできなくなる。(B) 個別発話と、その背後にあると考えられる集合的な規範 同時に、 あるい 人の言 当

社会的合意が規範として機能することに何ら不思議な点はない。自明だろう。言語は成立の瞬間から社会的契約物でしかありえず、ため、社会的な実体としてラングは定義されている。合意という行ため、社会的な実体としてラングは定義されている。合意という行をどのように使うのかということに関して合意が必要となる。そのをどのように使うのかということに関して合意が必要となる。その記号を介してコミュニケーションをとるためには、恣意的な記号

# 第三節 私的言語は規範性を乗り越えられるのか

## 二・一 「わたしのことば」の問題

には標準語や日本語の仮想的な規範性が横たわっている。これらの前述のように、標準語政策は多面的に批判されており、その根幹

なされているからである。 きたい。標準語を批判する論者たちから、やはり問題のある提案がに達したわけだが、さらに別の角度からも規範性について考えておえる。前節での検討では、言語の規範性は拒否できないという結論論者には、個人に言語を取り戻したいという欲望があるようにも見

に達している。少々長くなるが、両方の著書から引用しよう。(一九九九)と川口・角田 (二〇一〇) は奇しくも非常に似た結論押圧装置かもしれない御上からの標準語を拒否した先に、私たちは押圧装置かもしれない御上からの標準語を拒否した先に、私たちはいったい何なのだろうか。何をどう改善すれば、批判すべき現状をいったい何なの論者が考える、標準語を批判した先にあるものとは、これらの論者が考える、標準語を批判した先にあるものとは、

大切にしあうことがまずなされねばならないと思うのである。大切にしあうことがまずなされねばならないと思うのである。そして、域の言葉」でもない、「自分が話している言葉」である。そして、域の言葉」でもない、「自分が話している言葉」である。それが「自分の言葉」を話す権利を守るための義務である。「国語」でも「日本語」でも「方言」でもなく、「自分の言葉」ととらえること、もちろん、言語が話される場にさまざまな権力関係がからんでくることは避けられないし、本書でも「方言」の語り方を通観くることでそのことを主張してきたつもりである。それゆえにこそ、そうした状況を踏まえた上で、「自分の言葉」を各々がこそ、そうした状況を踏まえた上で、「自分の言葉」を各々がこそ、そうした状況を踏まえた上で、「自分の言葉」を各々がこそ、そうした状況を踏まえた上で、「自分の言葉」をというよりである。

(安田一九九九:三三五)

「自分のルーツ」「所属するためのふるさと」として「母語」を越えが、「母語」という呪縛から解放されることはあり得ません。「言語の境界」を越えるためには、「発掘し続けることのできる常に新しい土を越えるためには、「発掘し続けることのできる常に新しい土を越えるためには、「発掘し続けることのできる常に新しい土が、「母語」という呪縛から解き放たれ、「言語の境界」といく道を開くのだと思います。

けるにちがいありません。(強調原文、川口・角田二○一○:いくその「○○語」は、だからこそ、常に新しいものであり続のです。他者に開かれた、他者との相互作用によって変容して呼ぶとしたら一人ひとりの言語が、もはや「日本語」とは呼べない、その一人ひとりの言語が、もはや「日本語」とは呼べない、

や「方言」といった、仮想的な括りに取り込まれることのない「自かならないことは自明である。そうなると、守るべきは「標準語」別の体系に落着してしまっては、結局は同じ構図の縮小再生産にし別の体系に落着してしまっては、結局は同じ構図の縮小再生産にし理想として語ろうとしていることは両者ともによく理解できる。

張することはできない。 れば、「○○語」という、 い方には含まれている。誰かの言語と同じにならないようにしなけ れ、そして個人語であれ、類型化に背く意志が「○○語」という言 拒否しなければならない。換言するならば、標準語であれ方言であ を成立させるためには、そもそも一つの言語の一変種であることを を含んだ変種を指す。ここで使われている「○○語」という言い方 個人を特徴づける語彙や文法、発音として現れる、癖のようなもの は異なっているはずである。個人語とは、あくまである言語の中で で一般的に使われる「個人語/イディオレクト」と呼ばれる概念と ならないということになる。ここでの「○○語」とは、社会言語学 の実在性は疑いようもなく、根源的な権利として認められなければ とになる。デカルトのコギトよろしく、今、自分の話している言語 立つと、 れ自体が抑圧装置として機能するため拒否するべきだという立場に 準語や日本語を語るときについて回る規範性自体が仮構であり、 分の言葉」ということになる。また、川口・角田の言うように、 行き着く先は個人名を入れるしかない「○○語」というこ ある一個人に限定された言語の存在を主

の人の話す言葉」にも耳を傾けるとはどういう状態を指しているのの人の話す言葉」にも耳を傾けるとはどういう状態を指しながら「他たして、そのような言語が存在するのか」ということである。そもたして、そのような言語が存在するのか」ということである。そもたして、そのような言語が存在するのか」ということである。そもかして疑問点を明らかにするならば、「自分の言葉」を話しながら「他して疑問点を明らかにするならば、「自分の言葉」を話しながら、これが、このような主張に対して湧き上がる疑問は、「果当然のことだが、このような主張に対して湧き上がる疑問は、「果当然のことだが、このような主張に対して湧き上がる疑問は、「果

ば、そこで生じるのはズールー語を聞いた学生とまったく同じにな という反応を見せた。当然である。ズールー語という言語の存在を らは ることが明らかであるとき、媒体としての可能性は閉ざされて からこそ開かれる可能性があるのであり、「彼(ら)の言語」であ うことに他ならない。「わたしたちの」という形で共有されている(st) 言葉」などではなく、最初から「わたしたちの言葉」だった、とい らざるをえないはずである。そうでないならば、それは「わたしの 語Aを話し、Bが日本語Bを話すとする)を話しているのであれ じ日本社会にあっても、それぞれの人が自分の言語(仮にAが日本 知らない人に音声を聞かせたところで、何も伝わるはずがない。 い。ある授業においてズールー語の音声を学生に聞かせたとき、 を使っているのであれば、それは私に何かを届けることなどできな かれているはずがない。同様に、他の人もその人個人に固有の言葉 のもの」なのであれば、少なくとも意味を伴う音声として他者に開 なのか、想像すらできないということである。自分の言葉が「自分(\*)\*\* れた言語を話しておきながら他者に開かれているとはどういう状態 か理解できないということであり、「○○語」という個人に閉ざさ (この点は結論で検討する。) 「言語なのかもしれないが、何を言っているのか分からない」 同

状況の描写・記述のために使われる音声であるかもしれないし(意は、より原始的な状態を想定するならば、同時に目撃しているあるには、何らかの要素が他者と共有されていなければならない。それの言葉の中に理解可能な意味を見出したりすることができるためそもそも、伝えたいことを「自分の言葉」に翻訳したり、他者

うか。 ものが成立する余地はないはずである。このような共有可能性を無 言語が記号たる所以の基本性質として、記号そのものが似ていると 味の共通性を認めることができる)、音声と意味の連合、 えることにしよう。 らないのだろうか。 うか。言語が言語であるためには、何が他者と共有されなければな 言語としての機能を失う主張をしてしまっているように見える。 視した言語の概念は、言語の本質を履き違えているのではないだろ 者との共有という要素は必須であり、閉ざされた○○語などという でなければならない。そもそも、言語の始原的な成り立ちとして他 あれば、その言葉は、私と彼の間に契約として存在する社会的実体 いうことも考えられる。やはり、何らかの共通性が見出されるので では、ここで述べた「共有」や「共通性」の正体とは何なのだろ 標準語を捨て、 最後に、 個人の手に言語を取り戻そうとするあまり、 私的言語の問題を通してこの問いに答 すなわち

#### 二 私的言語の不可能性

ウィトゲンシュタインの『哲学探求』第二四三節から開始される

打ち砕くものである。その議論を確認しておこう。私的言語批判は、「自分の言葉」や「〇〇語」という発想を完全に

のである。(二五八節)

な正当化を必要とする。(強調は原文、二六一節)
ない。それゆえ、この語の慣用は、すべての人が了解するようない。それゆえ、この語の慣用は、すべての人が了解するようない。つまり、「感覚」というのは、われわれに共通の言語にのか。つまりを関係している。

けの言語だからである。では、このとき、カレンダーに書き込まれすることは分からない。私だけの感覚だからであり、「E」も私だいう書き込みがある。もちろん、他人にはこのEという記号が意味昨日の欄には「E」という書き込みがあり、今日の欄にも「E」と私だけ分かる感覚に「E」という記号を与える。カレンダーの

語ることができない」ということである。 語ることができない」ということである。 に二つの「E」が同じ二つの感覚を表している、同じルールにした がって書かれた「E」という記号だということが、どうすればわた できない感覚とEの結びつきであるため、たとえEと他の感覚が結 できない感覚とEの結びつきであるため、たとえEと他の感覚が結 ることは可能である。そうであれば、私にすら二つのEが同じであ ることを説明することはできなくなりそうである。ウィトゲンシュ タインの説明そのまま、「ここでは〈正しい〉ということについて タインの説明そのまま、「ここでは〈正しい〉ということについて タインの説明そのまま、「ここでは〈正しい〉ということについて

野矢(二〇一一:三〇六十三〇八)では、無人島にいるロビンソ野矢(二〇一一:三〇六十三〇八)では、無人島にいるロビンソ野矢(二〇一一:三〇六十三〇八)では、無人島にいるロビンソ野矢(二〇一一:三〇六十三〇八)では、無人島にいるロビンソ野矢(二〇一一:三〇六十三〇八)では、無人島にいるロビンソ野矢(二〇一一:三〇六十三〇八)では、無人島にいるロビンソ野矢(二〇一一:三〇六十三〇八)では、無人島にいるロビンソ野矢(二〇一一:三〇六十三〇八)では、無人島にいるロビンソ野矢(二〇一一:三〇六十三〇八)では、無人島にいるロビンソ野矢(二〇一一:三〇六十三〇八)では、無人島にいるロビンソ野矢(二〇一一:三〇六十三〇八)では、無人島にいるロビンソンが「魚を食べない」という誓いを立てる例が挙げられている。「例ンが「魚を食べない」という誓いを立てる例が挙げられている。「例ンが「魚を食べない」という誓いを立てる例が挙げられている。「例ンが「魚を食べない」という誓いを立てる例が挙げられている。「例ンが「魚を食べない」という語ができないのである。

結局のところ、「私的言語として持ち出された「E」は、何かを記述してはいない」(野矢二○一一:は、ウィトゲンシュタインに照らして言うならば「この語の慣用は、ウィトゲンシュタインに照らして言うならば「この語の慣用は、ウィトゲンシュタインに照らして言うならば「この語の慣用は、ウィトゲンシュタインに照らして言うならば「この語の慣用は、ウィトゲンシュタインに照らして言うならば「この語の慣用は、ウィトゲンシュタインに照らして言うならば「この語の慣用は、ウィトゲンシュタインに照らして言うならば「この語の慣用は、ウィトゲンシュタインに照らして言うならば「この語の情報」ということになる。

きない言葉は、私にも理解できないのである(野矢二〇一一:である。私一人では、それは言葉にならない。私にしか理解でそれは、私的言語が他者を完全に排除してしまったことの帰結

共有されているのは規範ということになる。基準が必要となることが分かる。前節最後の問いに答えるのなら、かくして、言語が言語として機能するためには、「誰にでも分かる」

範性そのものに問題があるのではなく、規範の「強制」が問題なのと言うことができる。そして、暴力的な歴史的経緯についても、規規則が共有されている必要があるというのは、避けられない原理だるべきである。しかし、やはり言語が言語として機能するためには宗主国の言語を押しつけるといった暴力的なことは批判されてしかかつての標準語の強制や、植民地において現地の言語を禁止し、

るのが言語なのである。
から自由でありたいと願っていた規範性に、最初から支配されていだが、想像することしかできないのがこのような言語である。そこ性を拒否した結果として想定されている「自分の言葉」や「○○語」だと批判し続けることは可能である。国語の政治性や標準語の規範

### 三・三 誰のものでもない言語

境を整えてくれているという皮肉な結果である。 境を整えてくれているという皮肉な結果である。 たいうものが問題となりそうである。先行研究の論者たちは国家から自らの手に言語を取り戻すという発想があるように思われるが、というジレンマに陥ることになる。むしろ、望ましい形態ではないというジレンマに陥ることになる。むしろ、望ましい形態ではないというジレンマに陥ることになる。先行研究の論者たちは国家かというものが問題となりそうである。

「自分の言葉」や「○○語」、あるいは『かれらの日本語』(安田に「の」を挟んでも、言わんとするところに違いはないだろう。前に「の」を挟んでも、言わんとするところに違いはないだろう。前に「の」を挟んでも、言わんとするところに違いはないだろう。前に「の」を挟んでも、言わんとするところに違いはないだろう。前に「の」を挟んでも、言わんとするところに違いはないだろう。前に「の」を挟んでも、言わんとするところに違いはないだろう。前に「の」を挟んでも、言わんとするところに違いはないだろう。前に「自分の言葉」や「彼らの言葉」と「ひる限り持ち得る幻想として「自分の言葉」や「彼らの言葉」と「ひる限り持ち得る幻想として「自分の言葉」や「彼らの言葉」といっている限り持ち得る幻想として「自分の言葉」や「彼らの言葉」といっている限り持ち得る幻想として「自分の言葉」や「彼らの言葉」というというというというというには、あるいは『かれらの日本語』(安田

のが間違っている。 ものであれば、そもそも所有者を求めるという問いの立て方そのも での」社会がなくなっているということもできるだろう。)占有す 造が変わってしまっていることが前提となっているため、「それま という言い方が可能だが、その社会がなくなれば言語もなくなって ることができず、社会において規範という形で共有されるしかない しまう。(言語だけがなくなることもあるが、それまでとは社会構

る ていることが前提となる。何よりも、「自分の言葉」は、 ている時点で、 して開かれているからこそ、自分にとってもアクセス可能なのであ ためには、 大事にするために他者の言葉も大事にするという交換が可能である 他者に開かれた新しい言語としての「○○語」は、 自分の言葉を他者も所有し、 既に自分の手を少しだけ離れている。自分の言葉を 他者の言葉を自分も所有し 他者に開かれ 他者に対

## 絶えざる交渉としての言語

味することができるか検討した上で「自分の言葉」の代案を提示し 判を行ってきた。最後に、これらの概念が私的言語以外の何かを意 語を意味するものとして、そのようなものは存在できないという批 て、本論文を閉じることにしよう ここまでは、「自分の言葉」や「○○語」といった概念が私的言

う所有者を明確にしておきながら、実は「わたしたちの」という範 の言葉も大事にしながら使う「自分の言葉」が、「わたしの」とい 私的言語以外の可能性とは、他者に開かれた「〇〇語」や、 他者

> り、人が二人いれば、規範をめぐる攻防が展開されても不思議では うかということが言語にとって重要な要請であることは明らかであ 問いの形を変えるならば、一定範囲で自由に通用するものとしての 囲に拡大されたものに過ぎないのではないのかということである。 と、「わたしたちの言葉」では、規範に対する権利が明確に異なっ ない。ただし、政治的・行政的な制度として定められた言語の場合 の意味で、どのような小さな集団であっても言語に規範は必要であ たというだけで、言語の規則性や再現性を望むことはできない。そ 的な反応もしくは分節されていない感覚が何らかの音声と結びつい 分からないという結果を引き起こす。言語を使っている本人の本能 そもそも言語ではありえず、その言語を使っている本人にも意味が の検討を通しても、やはり他者の話す内容の真偽が判断できるかど 語という体系をとっているのであれば、必然的に規範は必要であ 前の地域変種であれ、もしくは国語であれ日本語であれ、 クセスする権利が違うと答えたい。標準語であれ標準語が浸透する に作り出された言語の違いとは何なのだろうかという問いである。 「わたしたちの言葉」と、 この問いに対して、本論文は、 その自分のことばを理解してくれる誰かがいなければ、 言語の成立状況を考えてもそうであれば、私的言語の不可能性 いかに標準語政策を批判し、「自分の言葉」の重要性を訴えて 標準語や国語、 規範の所在、あるいは、 日本語といった、 規範にア それは 人為的

る。

る。

範を作る人として参加することができる社会を考えてみよう。 標準語が明文化されておらず、規範を守る人であると同時に、 規

アクセスできるからではないだろうか。

「こう言うべきだ」「これを意味するはずだ」というように、それでにう言うべきだ」「これを意味するはずだ」というように、それでいれの人がゆるやかに共有された規範を参照しながら言語を使っている。誤解や思い違い、言い間違いなどが日々生じることになるが、それを正していくことができるのも、このゆるやかな規範に誰もがそれを正していくことができるのも、このゆるやかな規範に誰もがでれの人がゆるやかに共有された規範を参照しながら言語を使っている。誤解や思い違い方を選んだのだ」と、相手を説得し、相手に記得されている。

私的言語の批判においては、「何かを記述できるかどうか」という点が問題であった。事実命題として真偽を問うことができるかどうかという問題である。一方では、文法命題というものもある。たとえば、「結局、誰も私の悲しみを分かってくれない」というような台詞を吐く人がいる。事実の記述としては、この世界に一人でもこの発話者の悲しみを理解できる人がいれば偽となる命題だが、事実の真偽はおそらく問題にならない。これは文法命題であり、「私の悲しみを対象として『分かる』という言葉を使ってはならない」という、「分かる」という語の使い方を自由に変更する権利を持っているからこそ言える台詞であり、このような音詞を闇雲に使うのは平穏なコミュニケーションの障害になりうな台詞を闇雲に使うのは平穏なコミュニケーションの障害になりっな台詞を闇雲に使うのは平穏なコミュニケーションの障害になりっな台詞を闇雲に使うのは平穏なコミュニケーションの障害になりっな台詞を闇雲にならない。このような言明にしたがって説得されるかどうかも、やはり聞き手の自由である。説得し、説得されうる次元であるからこそ、誰もが手の届く範囲に規範があり、また変更していくこともできる。

しかし、言語が標準化され、国が規範の全権を握ってしまうと、

うのである。原理的に、すべての人がまったく同一の規範を共有す り、一般の人がただ規範にしたがうだけとなっているため、 規範性である。 かし、向かうべき結論は「○○語」ではなく、主体的に共有された である。この意味では、川口・角田らの主張はまったく正しい。し セスし、交渉するというプロセスが可能となり、また必要になるの ることができないからこそ、ゆるやかな規範にそれぞれの人がアク 剥奪され、植民地の土着言語が奪われるということが起こってしま ろに握られているかどうかということにある。権力者が規範を握 うである。問題の核心は、規範性が言語使用者の手の届かないとこ 語」といった概念自体が大きな危険性を孕んでいるわけではなさそ ば十分だろう。こう考えると、「標準語」や「日本語」、あるいは「国 逐されていった教育現場や植民地での「国語」教育のことを考えれ のような状況が抱える問題は、繰り返しになるが、方言がかつて駆 次元から、正誤をただ判断される側に回ることになってしまう。 言語使用者は規範にしたがうだけの人となる。説得し、説得される 方言が

民法各局やその他の媒体で「標準語」という用語が禁止されているどで登場するときには必ず「共通語」という用語が使われているが、川する言語」という用語が持つ規範性の強さを嫌い、「全国で通用する言語」として登場したものであるが、多くの論者が指摘しているように、少なくとも日本では標準語の単なる言い換えに過ぎない(小森・イなどでも批判されている)。実際、NHKや教科書なでで登場するときには必ず「共通語」という用語が使われているが、とで登場するときには必ず「共通語」という用語が禁止されているで、大通に、「標準語」という用語が禁止されているで、「標準語」という用語が禁止されているが、「標準語」という用語が禁止されているが、「標準語」という用語が禁止されているが、「標準語」という用語が禁止されているとで登場するという用語が禁止されているといるように、「標準語」という用語が禁止されているといるように、「標準語」という用語が禁止されているといるように、「標準語」という用語が禁止されているが、「標準語」という用語が禁止されているが、「特別を集まれているが、「特別を表現している。」というでは、「特別を表現している」というには、「特別を表現している。」というは、「特別を表現している。」というは、「特別を表現している。」というには、「特別を表現している。」というには、「特別を表現している。」というには、「特別を表現している。」というには、「特別を表現している。」というには、「特別を表現している。」というには、「特別を表現している。」というには、「特別を表現しているが、「特別を表現しているが、「特別を表現しているが、「特別を表現している。」というには、「特別を表現しているが、「特別を表現しているが、「特別を表現しているが、「特別を表現しているが、「特別を表現しているが、「特別を表現している」というには、「特別を表現している」というには、「特別を表現しているが、「特別を表現している」というには、「特別を表現している。」というには、「特別を表現している。」というには、「特別を表現している。」は、「特別を表現している。」というには、「特別を表現している。」は、「特別を表現している」というには、「特別を表現している。」は、「特別を表現している。」というは、「特別を表現している。」は、「特別ないる、「特別ないる。」は、「特別ないる、「特別なり、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる、「特別ないる。」は、「特別ないる、「特別ないる。」は、「特別ないる、「特別ないる。」は、「特別ないる、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる、「特別ないる。」は、「特別ないる、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる。」は、「特別ないる。」

Ļ

る。本当は同じ言語ではなく、常に、それぞれの話者が自分の立場 同じ言語(と考えられているもの)を話す共同体内の中央変種と地 同士が作り上げていくものとしての言語を共通語と呼びたい。この にとどまり、 安易な言い換えではなく、それぞれの人が説得し、説得される次元 からである。 から規範にアクセスし、理解しあえる着地点を探して交渉している 話していると思っていてもなかなか話が通じないといったこともあ 域変種の間、 そもそも異なる言語の間で発生するピジンと比べると、少なくとも 言語は、ピジンなどに似たものだと考えてもらって差し支えない。 わけでもなく、まったくの同義語として流通している。このような 注十二に書いた通り、規範にすべてが書き込まれているわけでもな が、生じていることは本質的に同じだからである。同じ日本語を ある個人と隣人の間ではあまり目立たないかもしれな 規範を守りもするし変更もできる自由を手にした人間 (形式と意味の結びつきが人によって違うこともあり、

その普及に努める」 関して国に期待すること」の一位が「家庭や社会で正しい言葉遣い 高まるようにする」 が行われるようにする」ことであり、 世論調査」(たとえば平成二十二年度調査結果)において、 どに標準語は浸透している。さらに、文化庁による「国語に関する 網の発達などによって地域変種が廃れ、 るようになって既に非常に長い年月が過ぎ去った。メディアや交通 標準語で作成された教科書によって全国共通の義務教育が行われ (同五位) となっているように、 (同二位) 「敬語など言葉遣いの標準を決めて 上位に「国語に対する意識が 世代間での断絶が生じるほ 規範を国から 「国語に

> 求められるのである。 しまわないことであると同時に、 性を根拠とすることはできない。 くることは避けられない」という安田のことばそのままである。 いる。これは「言語が話される場にさまざまな権力関係がからんで 側面が、ことばを使って何かを人に伝えるという行為には内在して 続けるべきだということでもある。ある意味では、非常に暴力的な あっても、規範をめぐる絶え間のない交渉は続くことになり、 が取り戻されることではないだろうか。ただし、たった二人の間で すことこそ、平等に規範にアクセスするという意味で、個人の権利 地点から立ち上がるのは決して容易ではないが、真の共通語を目指 授かるという意識が一般の人の中に植え付けられてもいる。 標準語や国語といった概念や政策を批判するために仮想性や規範 説得されるかもしれない危険な交渉を引き受けるだけの覚悟が 共有を目指す姿勢である。 言語の限界を知りながら他者を信 必要なのは、規範の全権を委ねて 真の共通語を得るためには、 また

#### 参考文献

そして○○語へ』吉川弘文館川口良・角田史幸(二○一○)『「国語」という呪縛――国語から日本語へ、川口良・角田史幸(二○一○)『「国語」という呪縛――国語から日本語へ、井上史雄(二○○七)『変わる方言、動く標準語』ちくま新書井上史雄(二○○古)『変わる方言、動く標準語』ちくま新書

佐藤和之(一九九六)『方言主流社会――共生としての方言と標準語』お代思想』八月、七八―九五頁

うふう

鈴木敏和(二〇〇〇)『言語権の構造』成文堂柴田武(一九五八)『日本の方言』岩波新書

滝浦真人(二〇一二) 『日本語は親しさを伝えられるか』 岩波書店

史再考』新装版、三元社 東培豊(二○一○)『「同化」の同床異夢──日本統治下台湾の国語教育

野矢茂樹(二〇一一)『語りえぬものを語る』講談社

安田敏朗(一九九九)『〈国語〉と〈方言〉のあいだ――言語構築の政治学』

安田敏朗(二〇〇六)『国語の近代史――帝国日本と国語学者たち』中公安田敏朗(二〇〇六)『国語の近代史――帝国日本と国語学者たち』中公

||青完||安田敏朗(二○一一)『かれらの日本語──台湾「残留」日本語論』人文

de Saussure, Ferdinand. (1916) Cours de Linguistique Générale. Édition Payor & Rivages; Paris.

(一九七六)『ウィトゲンシュタイン全集八 哲学探求』、大修館書店)Wittgenstein, Ludwig(1953)Philosophische Untersuchungen.(藤本隆志 訳

注

- 変遷を区切る見方もある(井上二〇〇七)。(1)その他に、「撲滅」「記述・保護」「娯楽」という時期で方言の地位
- 柳田国男が提唱した方言周圏論の影響もある。

2

(3)たとえば、現在の標準的な形容詞の用法では名詞を修飾するときに が無頓着であることを批判することが妥当かどうかは議論の余地が と方言に共通性を見出すことができるのは確かである。この共通性 け花」となる。そして、まさにこのケによる名詞修飾が八丈方言 山」「赤き花」とキになるが、さらに上代にまで遡ると「高け山」「赤 けることには賛同できない。 どである。現在の方言記述と方言間対照研究などに批判的な目を向 ての比較言語学的研究が政治的に「日本語の一体性」を目標として 語が残っているという見方を事実として支持している。また、すべ 系である」という、比較言語学的に事実だと考えられていることが! あるだろう。これは、フランス語とイタリア語、スペイン語が「同 る批判もある。しかし、比較言語学が備えた政治性に言語学者自身 比較言語学の手法を用いて日本語の起源に迫ろうとする研究に対す の捉え方を指して「包摂」として批判することも確かに可能であり、 ているだけなのかという議論も可能かもしれないが、一般的に古語 て」いるのか、上代日本語とは関係なく、ただこれらの地で使われ 言に残ると考えられている。上代日本語が八丈島や青ヶ島に はイを使って「高い山」「赤い花」となる。通常の古文では「高き しでも来歴を明らかにしたいという動機をもっていることがほとん いるわけではなく、 に残っている形式であり、このような事例があるために、古語が方 これらの言語の話者を抑圧しているのかという疑問と同じである。 筆者は、方言と古語の間に共通性があるのであれば、そこには古 特に日本語については系統不明であるため、少

- と定義されている。 
  むことを、誰からも妨げられない権利である」(鈴木二〇〇〇:八) 
  する言語集団が、使用したいと望む言語を使用して、社会生活を営
- い。 る。国の政策として明言しているケースは、筆者の知る限りではな(5)H変種とL変種は社会状況によって自然に生じることが普通であ
- である上田万年の講演の中にも見られる。(6)方言の限定的な許容という見方は標準語化政策を推進した中心人物
- 指摘する論考が豊富にある。間鼎、そして時枝誠記など、個別の学者が果たした役割と問題点を詳しく論じられており、安田敏朗には上田万年、金田一京介、佐久(7) イ (一九九六) では標準語政策において保科孝一が果たした役割が
- (8) 筆者にとってあまり重要な区別ではないが、社会的要素に基づいて(8) 筆者にとってあまり重要な区別が一般的だと思われる。これは主として言語学者が立てた区別であり、イや安田自身は社会言語学者を名乗っている。何を主たる研究対象とするかという点が異なるわけだが、本論文には、ほとんど対話のないこれら二分野をつなぐというが、本論文には、ほとんど対話のないこれら二分野をつなぐというが、本論文には、ほとんど対話のないこれら二分野をつなぐというが、本論文には、ほとんど対話のないこれら二分野をつなぐというが、本論文には、ほとんど対話のないこれら二分野をつなぐというが、本論文には、ほとんど対話のないこれら二分野をつなぐというで言語は、社会的要素に基づいて
- ができなかったシーンが描かれている。紹介され、青田が福島に教員として赴任する際、仙台の婦人と会話(9) たとえば安田(二〇〇六)では、青田節の『方言改良論』の一節が
- 名譽を享有すべき資格を供ふる者なりと確信す。た、し、東京語とわけではないことに注意する必要がある。「現今の東京語が他日其(10) この時点では、東京に生まれ育ったからといって標準語話者という

- ことを標準化と捉えていることが分かる。 今少し彫琢を要すべければなり」と、人工的に理想的な言語を作る今少し彫琢を要すべければなり」と、人工的に理想的な言語を作る心となったことは疑いようがないが、「一國の標準語とするには、心となったことは疑いようがないが、「一國の標準語とするには、教育あるふべけれども、決してさにあらず、予の云ふ東京語とは、教育あるいへば或る一部の人は、直ちに東京の「ベランメー」言葉の様に思いへば或る一部の人は、直ちに東京の「ベランメー」言葉の様に思
- (11) ここで述べた問題は、実際にはより深刻な事態を引き起こす。言語 高味不明な音声を発し続けるしかないことになる。 意味不明な音声を発し続けるしかないことになる。 意味不明な音声を発し続けるしかないことになる。 意味不明な音声を発し続けるしかないことになる。 意味不明な音声を発し続けるしかないことになる。 意味不明な音声を発し続けるしかないことになる。 意味不明な音声を発し続けるしかないことになる。 意味不明な音声を発し続けるしかないことになる。
- (12) ここでは、決してラングが実在すると訴えているわけではない。筆者はむしろ、規範としてラングと呼ばれる体系があっても、同じよるのも確かだと考えている。「お腹が空いた」という文であっても、おそらく、潰瘍を患っている人が痛みを抑えるために何か胃にモノおそらく、潰瘍を患っている人が痛みを抑えるために何か胃にモノおそらく、潰瘍を患っている人が痛みを抑えるために何か胃にモノおそらく、潰瘍を患っている人が痛みを抑えるために何か胃にモノっていときの「お腹が空いた」と、晩御飯を控え目にした翌朝、変快に目覚めた後の「お腹が空いた」ではまったく意味が違うはずできる。しかし、そのような意味の違いはラングに属しておらず、である。しかし、そのような意味の違いはラングに属しておらず、である。しかし、そのような意味の違いはラングに属しておらず、である。しかし、そのような意味の違いはラングに属しておらず、である。しかし、そのような意味の違いはラングに属しておらず、

はずがない。

- るためには、硬直した規則としてラングを捉えてはならない。どによって新規の意味を生み出すこともできる。言語の創造性を守由である。場合によっては合意なしで、メタファーやアナロジーなめあった規範に過ぎず、それ故、合意に基づいて変更することも自(3)繰り返しになるが、ラングは硬直したものではない。話者同士が認
- (4)川口・角田で述べられている「開かれた、新しいものとなるはずでは、川口・角田で述べられている「開かれている」というのは、後述する。同様に、他の人が「犬」と呼んでいる動物を「ぬい」と呼ぶ自由がある。同様に、他の人が「犬」と呼んでいる動物を「ぬい」と呼び始る。同様に、他の人が「犬」と呼んでいる動物を「ぬい」と呼び始る。可様に、他の人が「犬」と呼んでいる動物を「ぬい」と呼び始る。可様に、他の人が「犬」と呼んでいる動物を「ぬい」と呼び始る。「様に、他の人が「犬」と呼んでいる動物を「ぬい」と呼び始まずでしまうだけである。「開かれた、新しいものとなるはずでは、川口・角田で述べられている「開かれた、新しいものとなるはずでは、川口・角田で述べられている「開かれた、新しいものとなるはずでは、川口・角田で述べられている「関かれた、新しいものとなるはずでは、川口・角田で述べられている「関かれた、新しいものとなるはずでは、川口・角田で述べられている「というのは、後述する。

ことでなければならない。

- (15) この部分に関して、査読者から「統語論・意味論の共通認識がある(15) この部分に関して、査読者から「統語論・意味論の理論を共通して知っている」ということは「語い」を「語彙」に改め、「意味を」は筆者が補った)。査読者としてみたい。現時点での素朴な考えを述べておくならば、「統語論・意味が計算できる」ということはやはり別個の知識であり、「知らない語の意味が計算できる」というプロセスを経ているのではないかと考えている。本稿は規範を共有する必要性を主張するものであるため、翻訳によって共有知識を得るのであれば、本稿に対する直接的め、翻訳によって共有知識を得るのであれば、本稿に対する直接的め、翻訳によって共有知識を得るのであれば、本稿に対する直接的め、翻訳によって共有知識を得るのであれば、本稿に対する直接的め、翻訳によって共有知識を得るのであれば、本稿に対する直接的な反論にはならないように思われる。
- (16) この議論については酒井智宏氏(跡見学園女子大学)との個人談話

\* 人間科学総合研究所研究員·東洋大学経済学部

#### [Abstract]

Dilemma between normativity and private language: Beyond the criticisms set against standard language

#### MORITA Takahiro\*

The aim of this paper is to examine the adequacy of criticisms pitted against standard language policy. Although standard language is targeted for its normativity in the literature, language cannot function if norms do not exist. Private language, which sociolinguists rely upon contra the normativity of language, is also an imaginary product because it cannot be shared in a speech community. This paper claims that the normativity of language is not a theoretical construct, but an indispensable characteristic of language, and argues that problems which emerge from standard language policy can be settled insofar as the normativity of language is opened to all members of a speech community.

Keyword: standard language, sharing of language, normativity, theoretical language, private language

標準語政策を批判する論考では、標準語が備えた仮想性や規範性が批判の対象となり、規範性から逃れるために「自分の言葉」の重要性が主張されることがある。だが、方言であれ標準語であれ、どのようなレベルの言語であっても必ず規範性は必要であり、規範性のない言語は言語として機能することができない。また、「自分の言葉」のような私的言語は、そもそも規範性を排除することで成立している想像の産物であり、実在することができない。本論文は、言語学的にも哲学的にも、言語の規範性は言語学者が作り出した仮構などではなく、言語が言語であるための必須の特徴であることを示すことを目的とする。さらに、共通語を規範性が誰にでも開かれている言語として位置づけることで、標準語政策が招いた問題を解決することを提案する。

キーワード:標準語、規範性、言語の共有、仮想的言語、私的言語

<sup>\*</sup> A lecturer in the Faculty of Economics, and a member of the Institute of Human Sciences at Toyo University